

食品安全委員会（第567回会合）議事概要

日 時:平成27年6月30日(火) 14:00~15:43

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:熊谷委員長ほか5名出席

傍聴者:報道0名、行政機関4名、一般10名

議事概要

- (1) 平成27年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）
（厚生労働省からの報告）

→厚生労働省から報告。

厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (2) 平成27年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）
（農林水産省からの報告）

→農林水産省から報告。

農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4品目

[1] イソピラザム

[2] シフルメトフェン

[3] フルエンシルホン

[4] プロチオコナゾール

→厚生労働省及び担当委員の三森委員から説明

本件については、農薬専門調査会において審議することとなった。

・農薬及び動物用医薬品 1品目

アバメクチン

→厚生労働省及び担当委員の三森委員から説明

まずは農薬専門調査会で審議を行い、同調査会における審議結果が委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会において調査審議を行うかどうかを検討して決定することとなった。

- ・動物用医薬品 1品目
アルトレノゲスト

→厚生労働省から説明

動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

(4) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「テトラコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「トリフロキシストロビン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フェンヘキサミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ベンゾフェナップ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、記載を一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「「過酢酸」については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない」、「HEDP」については、一日摂取許容量は0.013 mg/kg 体重/日とする」、「オクタン酸」については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない」、「酢酸」については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない」、「過酸化水素」については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない」、以上を踏まえ、「添加物製剤「過酢酸製剤」については、各成分が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はない」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「アミスルブロム」に係る食品健康影響評価について
→事務局から説明。
「アミスルブロムの一日摂取許容量を0.1 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(6) 食品安全委員会委員としてのこの3年間を振り返って

→・石井委員、上安平委員、三森委員、村田委員、山添委員及び熊谷委員長から、3年間の活動を振り返っての発言があった。